

阿賀野市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月25日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市規則第5号

阿賀野市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成16年阿賀野市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第2項第2号を次のように改める。

- (2) 法第55条の2第1項ただし書きに規定する許可を受け、育児休業法第2項の規定により育児休業をし、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により、職員派遣をされ、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。